

児童福祉事業の取扱いについて

児童福祉事業の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成 1 6 年 3 月 1 1 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会 長 芦 刈 幸 雄

児童福祉事業の取扱いについて

(児童福祉事業の取扱いについて)

次世代育成支援対策行動計画については、新市発足後、速やかに計画の調整を行う。

児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当については、現行のとおりとする。

乳幼児医療費助成事業については、実施の方向で合併までに調整する。

子育て環境整備施策については、現行のとおりとし、新市において調整する。

(母子・父子福祉事業の取扱いについて)

母子・父子福祉事業については、合併までに調整する。

平成 1 6 年 3 月 2 5 日確認

大野郡 5 町 2 村合併協議会